

那須塩原市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内の中小企業者に対し、中小企業向けSBT認定を取得する費用の一部を補助することで、中小企業者の脱炭素化への取組を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) SBT 企業が設定するパリ協定第2条第1項（a）に規定する水準と整合した温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (2) SBTi 世界自然保護基金、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト、世界資源研究所及び国連グローバル・コンパクトの4者からなる共同イニシアティブをいう。
- (3) 中小企業向けSBT認定 中小企業向けのSBTとしてSBTiが認定したもの
- (4) 中小企業者 中小企業向けSBT認定の対象となる要件を満たした者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者のうち次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業向けSBT認定を取得していること。
- (2) 市内に本店又は主たる事業所等を有し、かつ、引き続き市内において事業を継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させている者

(2) 市税に滞納がある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象とする経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中小企業向けS B T認定の取得に係る業務を外部に委託した費用

(2) 中小企業向けS B T認定の取得に際し要した申請費用及び海外送金手数料

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限に、予算の範囲内において交付する。

2 国、地方公共団体等から中小企業向けS B T認定の取得等に係る補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条及び第12条第1項の規定にかかわらず、中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、中小企業向けS B T認定を取得した日から60日以内に、市長に申請しなければならない。

(1) 中小企業向けS B T認定の取得に係る申請書の写し

(2) 中小企業向けS B T認定の取得を証する書類の写し

(3) 補助対象経費の金額が確認できる書類のうち、次に掲げる全てのもの

ア 中小企業向けS B T認定の取得に要した費用の額の記載がある書類の写し

イ 前号の申請に関し委託に要した費用の額の記載がある書類の写し

ウ 海外送金手数料の額の記載がある書類の写し

(4) 法人の登記事項証明書（法人に限る。）

(5) 個人事業主であることが確認できる書類（個人に限る。）

(交付(不交付)決定通知書及び補助金額の確定通知書)

第8条 規則第5条第3項及び第15条の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知書及び補助金額の確定通知書は、中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定取得支援補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)とし、補助金の不交付決定通知書は、中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定取得支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)とする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(書類の保管期間)

第10条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年8月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、令和6年8月1日から3年を経過するごとに、その運用状況を検証し、見直しを行なうものとする。